

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	八尾市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yao.osaka.jp/0000035279.html

執行機関名 八尾市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	八尾市就学援助規則(昭和47年八尾市教育委員会規則第10号)による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八尾市個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第6項 八尾市就学援助規則(昭和47年八尾市教育委員会規則第10号)による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	八尾市就学援助規則(昭和47年八尾市教育委員会規則第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の定めるところにより、八尾市民であつて生活保護法(昭和25年法律第144号)による教育扶助を受ける者及びこれに準ずる家庭の子で就学困難と認められる者に対し、援助を与えるについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八尾市就学援助規則(昭和47年八尾市教育委員会規則第10号)